

政令第 号

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第三条第一項の事業の規模を定める政令等の一部を改正する政令

内閣は、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五十八号）第七条ただし書、第八条第二号、第十二条第一号ロ及び第二号ロ、第十六条第二項、第十九条第一項並びに第四十七条並びに同法第四十二条において準用する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第六十九条第二項及び第七十五条、公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十二号）別表第八号、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和二年法律第三十八号）第四条第一項及び第十八条並びに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第三十五条第五項において準用する内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第三項及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第三条第一項の事業の規模を定める政令の一部改正）

第一条 (略) 【別紙1-1】

(公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正)

第二条 (略) 【別紙1-1】

(特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第四条第一項の事業の区分及び規模を定める政令の一部改正)

第三条 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第四条第一項の事業の区分及び規模を定める政令(令和三年政令第十七号)の一部を次のように改正する。

第一項の表中二の項を削り、三の項を二の項とし、四の項を三の項とする。

(公正取引委員会事務局組織令の一部改正)

第四条 (略) 【別紙1-1】

附 則

(施行期日)

1 (略) 【別紙1-1】

(特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第四条第一項の事業の区分及び規模を定める政令の一部改正に伴う経過措置)

2 第三条の規定の施行前にした行為に係る特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第六条第一項及び第四項、第八条第一項、第十条第三項並びに第十二条第二項及び第三項の規定による勧告、命令、報告及び検査その他の行為については、なお従前の例による。

3 第三条の規定の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。